

住民基本台帳の閲覧等に関する事務取扱要領

平成17年11月1日制定
平成18年11月1日一部改正
平成20年5月1日一部改正
平成24年10月1日一部改正
平成26年12月1日最終改正
〔市民部市民課〕

(目的)

第1条 この要領は、住民票の写し等の交付及び戸籍の附票の写しの交付、住民基本台帳の一部の写しの閲覧(以下「住民基本台帳の閲覧等」という。)に関する事務並びに配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置についての取扱いを定めることにより、不当な目的の利用を未然に防止し、もって市民の基本的人権を尊重するとともに適切かつ円滑な事務の処理を図ることを目的とする。

(住民基本台帳の閲覧等の請求)

第2条 国又は地方公共団体(以下「国等」という。)の機関から住民基本台帳の一部の写しの閲覧(以下「一部写しの閲覧」という。)の請求があったときは、当該請求を行う者に住民基本台帳閲覧請求書兼誓約書を提出させるものとする。

- 2 個人又は法人から一部写しの閲覧の申出があったときは、当該申出を行う者に住民基本台帳閲覧申出書兼誓約書を提出させるものとする。
- 3 住民票の写し等又は戸籍の附票の写しの請求があったときは、当該請求を行う者に住民票関係請求書を提出させるものとする。
- 4 前項に規定する請求書には、次に掲げる事項を記載させるものとする。
 - (1) 請求の事由(請求の事由を明らかにすることを要しないときを除く。)
 - (2) 請求を行う者の氏名及び住所
 - (3) 国等の機関及び住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)第12条の3第3項に規定する特定事務受任者(以下「特定事務受任者」という。)からの請求については、その者の資格に関する事項
 - (4) 戸籍の附票の写しの交付を請求するときは、当該戸籍の附票の写しの交付を受けようとする者の戸籍の表示

(国等による閲覧の請求)

第3条 国等の機関による法令の定める事務又は請求事由を明らかにすることが困難である事務の遂行のための閲覧請求があったときは、住民基本台帳閲覧請求書兼誓約書(国等用)(第1号様式)又は市長が適当と認める閲覧請求書の提出を求め、住民基本台帳閲覧記録用紙(第2号様式。以下「記録用紙」という。)に転記することにより閲覧を行わせるものとする。

- 2 前項に規定する閲覧請求書には、次に掲げる事項を記載させるものとする。
 - (1) 請求機関の名称及び所在地並びに電話番号
 - (2) 閲覧年月日
 - (3) 閲覧者の職名及び氏名
 - (4) 事務責任者の職名及び氏名
 - (5) 請求事由(当該請求の事由を明らかにすることが困難な場合は、その事由と根拠法令)

(6) 請求に係る住民の範囲

3 国等の機関による閲覧者は国等の職員たる身分を示す証明書を提示しなければならない。

(個人又は法人による閲覧の申出)

第4条 個人又は法人による閲覧申出があったときは、住民基本台帳閲覧申出書兼誓約書（一般用）（第3号様式）の提出を求め、記録用紙に転記することにより閲覧を行わせるものとする。

2 前項に規定する申出書には次に掲げる事項を記載させるものとする。

(1) 閲覧年月日

(2) 申出者が法人であるときには法人名及び代表者名並びに所在地並びに電話番号、個人であるときには氏名及び住所並びに電話番号

(3) 共同申出者がいる場合で、共同申出者が法人であるときには法人名及び代表者名並びに所在地、個人であるときには氏名及び住所

(4) 閲覧事項の利用目的

(5) 閲覧者の氏名及び住所

(6) 申出者が法人の場合、閲覧事項取扱者の範囲及び活動責任者の住所又は役職名並びに氏名。

(7) 閲覧事項の管理方法

(8) 成果の取扱

(9) 実施体制

(10) 委託者がいる場合で、委託者が法人であるときには法人名及び代表者名並びに所在地、個人であるときには氏名及び住所

3 1項に規定する申出をする者は、住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令（昭和60年自治省令第28号。以下「省令」という。）第2条第3項の書類の提示をしなければならない。

4 前項の閲覧者で省令第2条第3項の書類の提示がない場合には、住民基本台帳閲覧申出の閲覧者に関する照会書（第4号様式。以下「照会書」という。）を郵送し、その回答書及び市町村長が適当と認める書類で閲覧者の確認をしてから閲覧を行うものとする。

5 前項に規定する照会書には次に掲げる事項を記載させるものとする。

(1) 閲覧日時

(2) 閲覧者の住所及び氏名並びに捺印

(閲覧の公表)

第5条 法に規定する公表については、同法第11条第3項及び第11条の2第12項並びに省令第3条に規定する事項について行うものとする。

2 前項に規定する公表は年1回行うこととし、前年4月1日から翌年3月31日までの閲覧について、毎年4月末日までに行うこととする。

3 1項及び前項に規定する公表は、次に掲げる方法により行う。

(1) 郡山市公告式条例（昭和40年郡山市条例第2号）第2条第2項の掲示場に掲示する方法

(2) インターネットを利用して閲覧に供する方法

(特別の事情による居住関係の確認)

第6条 法第11条の2第1項第3号に規定するその他特別の事情による居住関係の確認については、住所地に居住する住民により構成された法人が該当住所地の居住者を確認する場合、及び住所地に居住する個人が該当住所地の居住者を確認する場合を特別の事情による居住関係の確

認と認めることとする。

(住民基本台帳の閲覧等の支援措置)

第7条 住民基本台帳及び戸籍の附票に記載されている者で、次の各号のいずれかに該当するものが住民基本台帳の閲覧等に関し、支援措置の実施を求めるときは、住民基本台帳事務における支援措置申出書（第5号様式。以下「申出書」という。）の提出を求めるものとする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者で、配偶者からの暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあるもの
- (2) ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第7条第1項に規定するストーカー行為等の被害者で、更にストーカー行為等を受けるおそれがあるもの
- (3) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待の被害者で、再び児童虐待を受けるおそれがあるもの又は監護等を受けることに支障が生じるおそれがあるもの
- (4) その他(1)から(3)までに掲げるものに準ずるもの

2 申出書に基づき支援の必要性の有無を確認したときは、その結果を住民基本台帳事務における支援措置決定通知書（第6号様式）により当該申出書を提出した者に通知する。

3 前項に規定する場合において、支援の必要性が認められた者（以下「支援措置対象者」という。）に関する住民基本台帳の閲覧等については、次に掲げるとおり取り扱うものとする。

- (1) 判明している加害者から請求があったときは、不当な目的があるものとして請求を拒否する。
- (2) 支援措置対象者から請求があったときは、写真が貼付された身分証明書の提示その他適宜の方法により当該請求を行う者が支援措置対象者であることを確認して当該請求を認めるものとし、代理人若しくは使いの者又は郵送による請求を認めない。
- (3) 判明している加害者以外の者からの請求があったときは、写真が貼付された身分証明書の提示その他適宜の方法により当該請求を行う者が住民基本台帳の閲覧等を請求する用紙（以下「請求書」という。）に記載された請求者であることの確認をするとともに、請求の事由について関係文書の提示を求める等により厳格に審査をして当該請求を認めるものとし、代理人若しくは使いの者又は郵送による請求を認めない。
- (4) 一部写しの閲覧の請求及び申出があったときは、支援措置対象者に係る部分を除外したものを閲覧に供する。
- (5) 前各号の規定にかかわらず、請求の事由について関係文書の提示を求める等により厳格に審査した結果、不当な目的によるものでないと認められたときは、支援措置対象者に係る部分を含むものを住民基本台帳の閲覧等に供する。

(請求の事由等の確認)

第8条 請求書に記載された使いみち又は閲覧の目的が明確でないときは、必要に応じ請求者に質問し、その内容を確認して明記を求めるものとする。

2 国等の機関及び特定事務受任者が請求する場合で請求者自身が請求書を提出したときは、請求の事由を明らかにさせることを要しないものとする。ただし、支援措置対象者に係る請求である場合等市長が法の規定に基づき当該請求を拒むかどうかを判断するために必要があると認める場合はこの限りでない。

3 国等の機関及び特定事務受任者が請求する場合で請求者以外の者が請求書を提出したときは、顔写真が貼付された身分証明書の提示その他適宜の方法により、請求者の職務上の請求であることを確認して請求書に明記を求めるものとする。

(確認内容の補記)

第9条 前条の規定による確認をしたときは、その内容を請求書の余白に記載するものとする。

(請求に応じない場合)

第10条 住民基本台帳の閲覧等の請求において次に掲げる事由に該当するときは、法第12条第5項及び法第20条第5項の規定に該当するものとして、当該請求に応じないものとする。

(1) 執務に支障があると認められるとき。

(2) 天災等により、住民基本台帳が亡失又はき損したとき。

(3) 請求者が手数料を納付しないとき。

(4) 多数の者が住民基本台帳の閲覧を請求し、その使用が競合したとき。

(5) 請求が不当な目的によることが明らかなきとき、又は当該請求を拒むに足りる相当な理由があると認められたとき。

(郵便又は電話による請求等についての取扱い)

第11条 郵便による住民基本台帳の閲覧等の請求があったときは、第2条から前条までの規定に準じて取り扱うものとする。

2 電話による住民基本台帳の閲覧等に関する照会については、原則として応じないものとする。

(電子申請による請求についての取扱い)

第12条 住民基本台帳の閲覧等に関する電子申請は、ふくしま県市町村共同電子申請システムにより行うものとする。

2 電子申請による住民基本台帳の閲覧等の請求があったときは、別に定める方法により取り扱うものとする。

(消除された住民票の写しの取扱い)

第13条 消除された住民票の写しの請求があったときは、第2条から前条までの規定に準じて取り扱うものとする。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(附 則)

1 この要領は、平成17年11月1日から施行する。

2 この要領の施行の際、現に改正前の住民基本台帳の閲覧等に関する事務取扱要領の様式の規定に基づき作成されている用紙は、改正後の要領の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(附 則)

この要領は、平成18年11月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成20年5月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成26年12月1日から施行する。

住民基本台帳閲覧請求書兼誓約書（国等用）

平成 年 月 日

郡山市長

請求者 住所又は所在地
 氏名又は名称 ㊟
 電 話

閲覧者 職 名
 氏 名 ㊟

閲覧者 職 名
 氏 名 ㊟

次のとおり住民基本台帳法第11条第1項の規定に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧を請求します。

閲覧年月日	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	
請求事由	表示が困難な事由	
	根拠法令	
	(対象者)	
閲覧者の範囲	<input type="checkbox"/> 郡山市全域 <input type="checkbox"/> 郡山市一部 ()	
閲覧方法	住民基本台帳閲覧記録用紙へ転記	
誓約事項	1 閲覧した個人情報は、個人情報保護法に基づき利用目的の制限、安全管理措置等を遵守し、閲覧した個人情報を適正に管理することを誓約します。 2 閲覧した個人情報は前記の閲覧目的以外に使用せず第三者に提供いたしません。また、個人情報の利用で問題が生じた場合は当方の責任において処理することを誓約します。 3 配偶者からの暴力及びストーカー行為等の被害者である住民基本台帳の閲覧等に関する支援措置対象者についての情報を含まない住民基本台帳の写しであることを了承します。 4 郡山市の事務に支障があるときは、職員の指示に従い閲覧を中止することを誓約します。	
閲覧責任者	職名	氏名

事務処理欄	閲覧者の本人確認	公益性の有無	確認印
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許証等 ・ その他 () 	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

住民基本台帳閲覧記録用紙

No. _____

住 所	氏 名	生 年 月 日				備 考

住民基本台帳閲覧申出書兼誓約書（一般用）

平成 年 月 日

郡山市長

申出者 住所又は所在地
 氏名又は名称 ㊟
 （代表者の氏名）
 電 話

閲覧者 住 所
 氏 名 ㊟

閲覧者 住 所
 氏 名 ㊟

次のとおり住民基本台帳法第11条の2第1項の規定に基づき、住民基本台帳の一部の写しの閲覧を申し出ます。

閲覧年月日	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
閲覧の目的			
閲覧者の範囲	(対象者)		
	<input type="checkbox"/> 郡山市全域 <input type="checkbox"/> 郡山市一部 ()		
閲覧方法	住民基本台帳閲覧記録用紙へ転記		
閲覧情報取扱の範囲 (※法人の場合)	活動責任者	住所(又は役職名) 氏名	
	閲覧情報の管理方法		
調査研究に 利用 する場合	成果の取扱		
	実施体制		
(※共同請求者がいる場合)	氏名(法人名及び代表者)		
	住所(所在地)		
(委託者がいる場合)	氏名(法人名及び代表者)		
	住所(所在地)		
誓約事項	裏面のとおりに 添付資料		
添付資料			

※偽りその他不正の手段により閲覧をしたときは、30万円以下の過料に処せられます。(住民基本台帳法第51条)

事務処理欄	閲覧者の本人確認	公益性の有無	確認印	手数料 件	領収
	・ 運転免許証 ・ その他 ()	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		円	

1 誓約事項

- (1) 閲覧した個人情報には個人情報保護法に基づき利用目的の制限、安全管理措置等を遵守し、閲覧した個人情報を適正に管理することを誓約します。
- (2) 閲覧した個人情報は前記の閲覧目的以外に使用せず第三者に提供いたしません。また、個人情報の利用で問題が生じた場合は当方の責任において処理することを誓約します。
- (3) 配偶者からの暴力及びストーカー行為等の被害者である住民基本台帳の閲覧等に関する支援措置対象者についての情報を含まない住民基本台帳の写しであることを了承します。
- (4) 郡山市の事務に支障があるときは、職員の指示に従い閲覧を中止することを誓約します。

2 住民基本台帳閲覧申出者に係る添付書類一覧

(1) 閲覧情報を自己利用する場合

請求者区分	添付書類
法人	<input type="checkbox"/> 法人に関する資料 <input type="checkbox"/> 閲覧情報の安全管理に関する資料 <input type="checkbox"/> 閲覧目的に関する資料 <input type="checkbox"/> その他
個人	<input type="checkbox"/> 閲覧情報の安全管理に関する資料 <input type="checkbox"/> 閲覧目的に関する資料 <input type="checkbox"/> その他

(2) 受託事務として閲覧する場合

請求者区分	添付書類
法人	<input type="checkbox"/> 法人に関する資料（委託者・受託者） <input type="checkbox"/> 閲覧情報の安全管理に関する資料（受託者） <input type="checkbox"/> 閲覧目的に関する資料（委託者） <input type="checkbox"/> 閲覧事務の受託に関する資料（受委託の契約書等） <input type="checkbox"/> その他
個人	<input type="checkbox"/> 閲覧情報の安全管理に関する資料（受託者） <input type="checkbox"/> 閲覧目的に関する資料（委託者） <input type="checkbox"/> 閲覧事務の受託に関する資料（受委託の契約書等） <input type="checkbox"/> その他

平成 年 月 日

様

郡山市長

住民基本台帳閲覧申出の閲覧者に関する照会書

平成 年 月 日に、あなたを閲覧者として指定した住民基本台帳閲覧申出を受け付けました。

上記に基づいて閲覧を行う際には下記の回答書に署名し、なつ印のうえ、あなた自身が持参してください。なお、閲覧の際には、閲覧者の健康保険証、各種年金証書、貯金通帳等いずれかの書類も併せてご持参願います。

※ 本書は必ず持参してください。郵送された場合は、受付できません。

平成 年 月 日

回 答 書

郡山市長 様

平成 年 月 日に行われる住民基本台帳閲覧申出に係る閲覧者は、私であることに相違ありません。

(住所) _____

(氏名) _____ 印

住民基本台帳事務における支援措置申出書

郡山市長
(関係市区町村長)

住民基本台帳事務におけるドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者保護の支援措置の実施を求めます。

		市区町村		受付	連絡
				/	/
転送	/			/	/
	/			/	/
	/			/	/

平成 年 月 日

氏名

備考

申出者	氏名 (生年月日) (年 月 日)	住所	連絡先		本人確認	
加害者 (判明している場合)	氏名 (生年月日) (年 月 日)	住所	その他			
申出者の状況 (別紙参照の上、いずれかにV)	A 配偶者暴力防止法		B ストーカー規制法	C 児童虐待防止法	D その他前記AからCまでに準ずるケース	
添付書類 (該当書類にV)	保護命令決定書(写し)		その他			
	ストーカー規制法に基づく警告等実施書面					
相談先	(警察署、配偶者暴力相談支援センター、児童相談所等の機関に相談している場合、相談した日時、当該機関(以下「相談機関」という。)の名称、担当課等を可能な範囲で記入して下さい) 年 月 日 (相談先の名称) (担当課)					
支援措置を求め るもの (現住所が記載されているものに限る)	希望にV	支援を求め る事務		現住所等		
		住民基本台帳の閲覧		現住所	同上	
		住民票の写し等の交付(現住所)		現住所	同上	
		住民票の写し等の交付(前住所)		前住所		
		戸籍の附票の写しの交付(本籍)		本籍		
	戸籍の附票の写しの交付(前本籍)		前本籍			
併せて支援を求め る者 (同一の住所を有する者に限る)	申出者との関係	氏名	生年月日	申出者との関係	氏名	生年月日
(添付書類がなかった場合)						
相談機関等の意見	1 上記申出者の状況に相違ないものと認める。				市区町村の確認	年月日
	2 上記併せて支援を求めらる者について、申出者を保護するため支援の必要性があるものと認める。					担当
	3 1, 2以外の場合に、相談機関等において、特に把握している状況(※一時保護の有無、相談時期等)がある場合把握している状況:					相手方
	平成 年 月 日					
	長 (印) (担当 課 係)					
備考						

(注) ●太枠の中に記入してください。

●申出に際し、ご本人の確認をさせていただきます。

●法定代理人、児童相談所長、児童福祉施設の長、里親、ファミリーホーム事業を行う者等支援措置対象者本人以外の者が申し出る場合は、備考欄に実際に申し出を行う者の氏名、生年月日、住所、連絡先等を記入してください。

●申出の内容について、相談機関等に確認させていただく場合があります。

●支援措置は、厳格な審査の結果、不当な目的によるものでないこととされた請求まで拒否するものではありません。

●支援の期間は、支援開始の連絡日から一年です。期限到来の一月前から延長の申出を受け付けます。当該申出がない場合、期限到来をもって支援を終了します。

●申出書の内容に変更が生じた場合には、当初に申出を行った市町村長に申出を行って下さい。

別紙

「住民基本台帳事務における支援措置申出書」の「申出者の状況」欄に、次の区分により、いずれかにVを記入してください。

A 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (配偶者暴力防止法)

配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者であり、かつ、暴力によりその生命又は身体に危害を受けるおそれがあり、かつ、加害者が、その住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求を行うおそれがある。

B ストーカー行為等の規制等に関する法律 (ストーカー規制法)

ストーカー規制法第7条に規定するストーカー行為等の被害者であり、かつ、更に反復してつきまとい等をされるおそれがあり、かつ、加害者が、その住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求を行うおそれがある。

C 児童虐待の防止等に関する法律 (児童虐待防止法)

児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待を受けた児童である被害者であり、かつ、再び児童虐待を受けるおそれがあり、又は監護等を受けることに支障が生じるおそれがあるものについて、加害者が、その住所を探索する目的で、住民基本台帳法上の請求を行うおそれがある。

D その他前記AからCまでに準ずるケース

住民基本台帳事務における支援措置決定通知書

平成 年 月 日

様

郡山市長

平成 年 月 日付で申請のあった支援措置申出については、下記のとおり決定したので通知します。

記

決定内容	<input type="checkbox"/> 承認 (理由) <input type="checkbox"/> 不承認 (理由)
支援措置の区分	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳の閲覧 <input type="checkbox"/> 住民票の写し等の交付 (現住所地) <input type="checkbox"/> 住民票の写し等の交付 (前住所地) <input type="checkbox"/> 戸籍の附票の写しの交付 (本籍地) <input type="checkbox"/> 戸籍の附票の写しの交付 (前本籍地)
対象となる住所等	(住 所)
	(前住所)
	(本 籍) (筆頭者)
	(前本籍)
併せて支援する者	(氏 名) (申請者との関係)
	(氏 名) (申請者との関係)
	(氏 名) (申請者との関係)
	(氏 名) (申請者との関係)
支 援 期 間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
承認に当たっての条件及び特記事項	1 支援措置の実施後は、御本人の住民票の写し等を請求される場合でも、本人確認書類が必要になります。 2 支援措置は、厳格な審査の結果、不当な目的によるものでないこととされた請求まで拒否するものではありません。 3 支援の期間は、支援開始の連絡日から1年です。期限到来の1月前から延長の申出を受け付けます。当該申出がない場合、期限到来をもって支援を終了いたします。 4 支援の期間を延長する場合、申出書の内容に変更が生じた場合は、当初に申出をした市町村に申出をしてください。
備 考	担当 郡山市市民課住民記録係 電話 024-924-2131